平成２７年（フ）第１２８号
青森県弘前市大字藤代３丁目11番地１　コーポジュン203号
債務者　前田　雅美
１　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１３４５号
愛知県尾張旭市旭ケ丘町山の手198番地１
債務者　ウスイ設計こと　碓井　　勝
１　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２６号
名古屋市中区新栄２丁目35番６号（丸美ロイヤル新栄1401号）
債務者　池田　邦明
１　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６１０号
名古屋市熱田区一番２丁目28番５号
債務者　今峰いさ子
１　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４３号
熊本県菊池市泗水町吉富205番地45　ヴィラ吉富Ｂ棟201号、居所兵庫県西宮市久保町10―15
債務者　宮**原**　和仁
１　決定年月日時　平成27年11月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
埼玉県行田市棚田町１丁目11番地13　キャッスル行田101、前住所埼玉県羽生市西２丁目11番10号　シティパレス羽生3102
債務者　若尾　竹志
１　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８４号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目14番10号
破産者　有限会社アイディア・コミュニケーションズ
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第８５号
東京都世田谷区新町２丁目３番11号フラットＭビル502号
破産者　株式会社プロモーション・ブラジル
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２３６号
千葉県木更津市中央３丁目15―14―205、開始決定時の住所千葉県木更津市清見台東３丁目27―10
破産者　川名　康博
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５７号
東京都江戸川区松江２丁目28番10号
破産者　有限会社ライズ
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５８号
東京都江戸川区一之江７丁目32―17、開始決定時の住所東京都江戸川区松江２丁目28―10
破産者　救仁郷更二
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８２５号
千葉県浦安市北栄３丁目39―13　鈴亀荘２Ｂ
破産者　中村　伸子（旧姓柚木）
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２０８号
東京都中央区東日本橋２丁目23番３号
破産者　株式会社グランデリア
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２０９号
千葉県船橋市旭町１丁目15―20
破産者　中林　敏明
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５６１号
東京都豊島区池袋２丁目22番１号　豊島ビル
破産者　株式会社スペースフォーム
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５６２号
東京都練馬区中村２丁目４―12―301、開始決定時の住所東京都練馬区豊玉北３丁目30―３
破産者　田丸　竜夫
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７８１号
東京都板橋区志村２丁目27―12―302　朝日プラザ志村坂上
破産者　西村　信夫
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２０８号
東京都立川市羽衣町１丁目６番10号
破産者　株式会社多摩リフォーム
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２０９号
福岡県北九州市小倉北区山門町６―23―404、住民票上の住所東京都立川市砂川町４丁目６―１―201
破産者　漆谷　　透
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部